

千葉労働局発表
令和4年8月31日

【照会先】

千葉労働局 労働基準部 健康安全課
課長 工藤 仁美
副主任安全専門官 磯野 宗徳
電話 043-221-4312

報道関係者 各位

第73回 全国労働衛生週間の実施について

期間:令和4年10月1日(土)～7日(金)

(準備期間:令和4年9月1日(木)～30日(金))

千葉労働局（局長 江原由明）は、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るため、令和4年度全国労働衛生週間を実施します。

令和4年度スローガン

あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場

1. 全国労働衛生週間に向けた千葉労働局長メッセージ

全国労働衛生週間を迎えるにあたり、千葉労働局長よりメッセージを発信し、より広く全国労働衛生週間の取り組みを呼び掛けることとしました。（別紙1）

2. 職業性疾病の発生状況

定期健康診断の有所見者率は56.8%と増加傾向に歯止めがかかっていません。また令和3年度の過労死等の労災支給決定件数は、40件と過去最多となっています。（別紙2）

引き続き、健康の保持増進、長時間労働による健康障害の防止対策、メンタルヘルス対策を推進してください。

3. 令和4年度全国労働衛生週間における主な取組事項

（1）「全国労働衛生週間特設ページ」を千葉労働局ホームページに開設

（2）治療と仕事の両立支援推進チーム協議会を開催（8月25日）

治療と仕事の両立支援対策推進計画（5か年計画）について協議しました。

（協議内容は後日掲載予定の当局HPをご確認ください。）

（3）県内の建設業約18,000事業所を対象に改正石綿則にかかる自主点検を実施

（4）9月に「職場の健康診断強化月間」を実施（別紙3）

（5）県内で全国労働衛生週間の実施要綱説明会又は衛生講話を開催

全国労働衛生週間 労働局長メッセージ

千葉労働局長 江原由明

本年度も 10 月 1 日（土）から 7 日（金）まで、全国労働衛生週間を実施いたします。

今年度は、

「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

をスローガンとして、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしています。

さて、千葉県内における労働者の健康をめぐる状況は、令和 3 年度の過労死等事案の労災支給件数が 40 件と過去最多となっており、過労死等の根絶には程遠い状況となっています。過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策を積極的に推進していくことが必要です。

加えて、新型コロナウイルス感染症のり患による休業 4 日以上労働災害が、本年 7 月末現在、県内の労働災害全体の約 4 割を占めており、看過できない状況となっています。職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「取組の 5 つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策の徹底を継続していただきますようお願いいたします。

現在、国を挙げて働き方改革を進めており、その一環として、人生 100 年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを進めています。その 1 つとして、エイジフレンドリーガイドラインを活用した取組をお願いしているところですが、増加傾向にある転倒・腰痛災害を予防するためにも、若年期からの健康づくりに取り組んでいただくことが重要です。

また、日本の労働人口の約 3 人に 1 人が何らかの疾病を抱えながら働いてる中で、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への支援の必要性が高まっています。適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、治療と仕事の両立支援について国のサポート事業等を活用いただき、職場環境の整備を進めていただきたいと思います。

今般、化学物質による健康障害を防止するため、関係法令が改正されました。

国内で輸入、製造、使用されている化学物質には危険性や有害性が不明なものも多く含まれていますが、化学物質による労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則で規制されていない物質に

よる災害が全体の８割を占めており、また、がん等の遅発性疾病も後を絶たない状況となっています。各事業場においては、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、リスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策を着実に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、建築物の解体等の工事については、令和２年の改正石綿障害予防規則により事前調査の適正化が図られています。事前調査者に係る資格要件については令和５年１０月１日から適用されますので、関係事業者は適用日までに講習を修了した調査者を確保するなど適切なご対応をお願いいたします

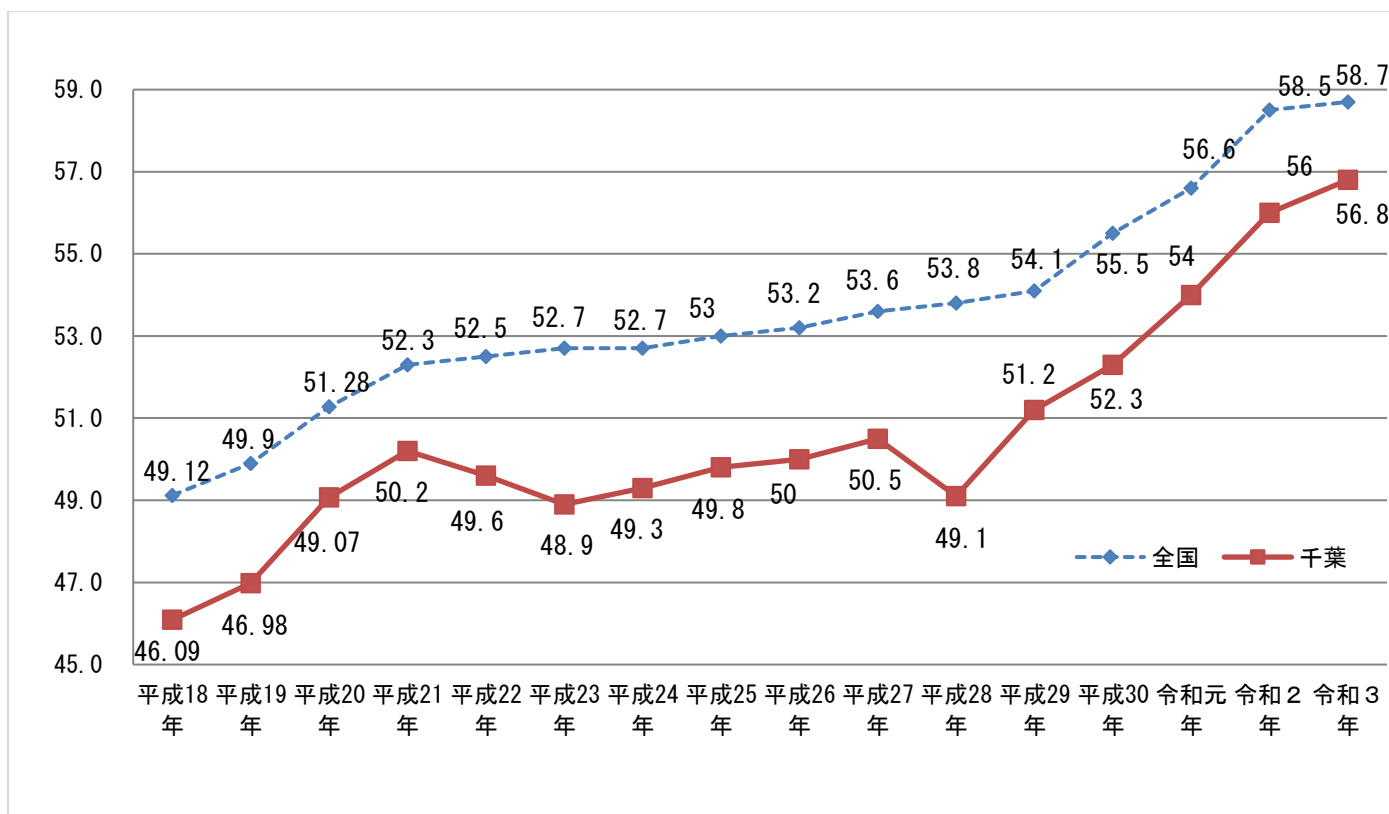
折しも、今年は労働安全衛生法施行５０周年という節目の年となります。

労働安全衛生法の目的が、「職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進する」としていることを、今一度ご認識いただき、この全国労働衛生週間を機に、労使一致協力して、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただくようお願いいたします。

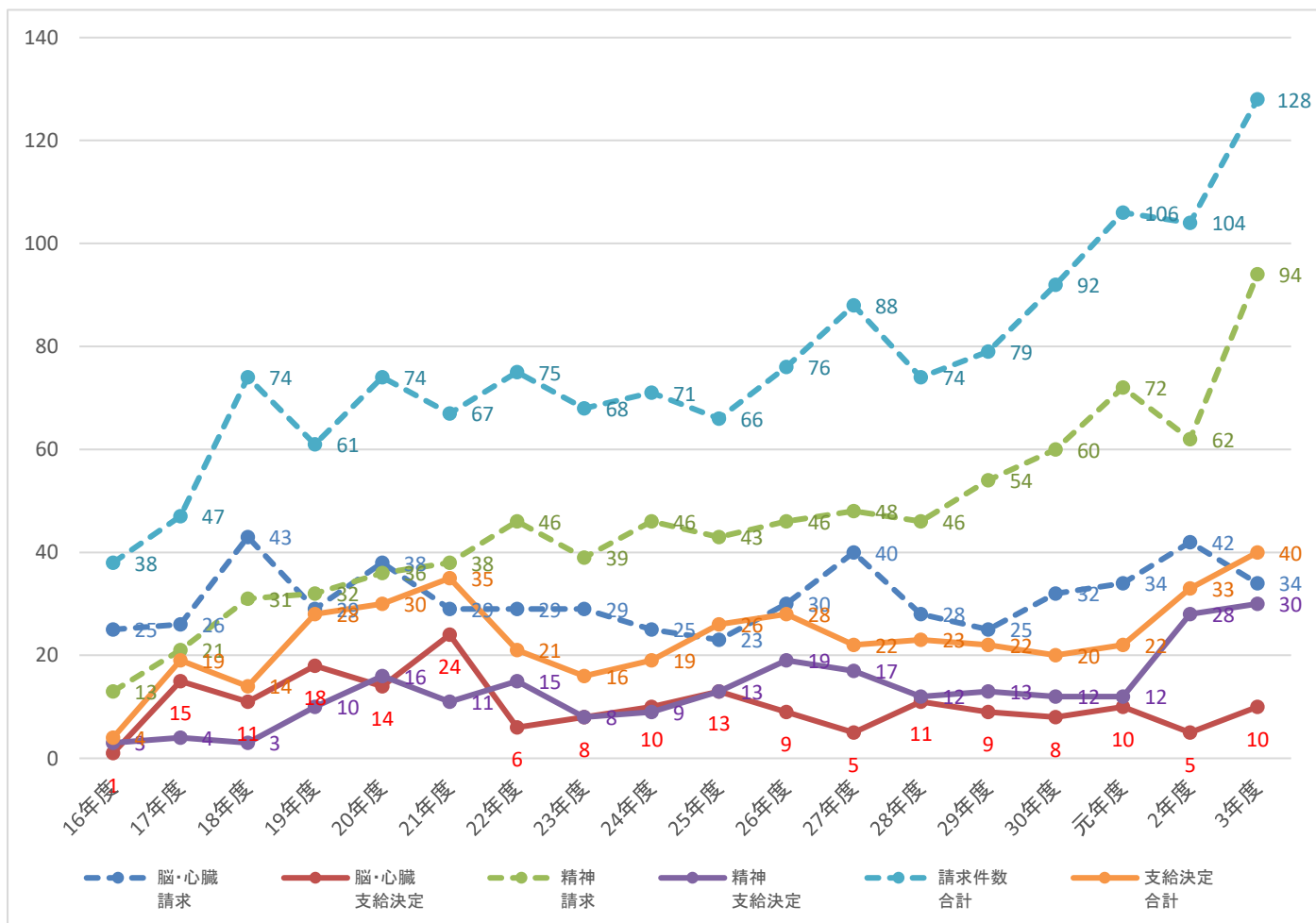


千葉県内における労働者の健康をめぐる状況

1. 定期健康診断結果有所見率の推移



2. 脳・心臓疾患及び精神障害に関する労災補償状況の推移



9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

- 医療保険者と連携してコラボヘルスを推進してください -

厚生労働省では、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」とし、集中的・重点的に啓発を行っています。事業者の皆さまは、月間中、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取、その意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底をお願いします。

令和4年度 強化月間の重点周知事項は、「**医療保険者※¹との連携**」によるコラボヘルスの推進です。

■労働災害の防止、企業の生産性向上等のためにはコラボヘルスの推進が重要です

【コラボヘルスの取組事例】

- 健康保険組合提供のレセプトデータなども活用しながら、定期健康診断結果や長時間労働データなどの分析を行い、事業場の保健師・看護師が課題解決のための施策（運動セミナー、メンタルヘルスのe-learningなど）を各部門ごとに提案することで、具体的な取組みにつながられた。
- 健康保険組合による禁煙外来費用の全額補助を活用し、喫煙率が4年間でマイナス5%となった。

⇒事業者による具体的な取組事例を「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」でご紹介しています。



手引き

■医療保険者から従業員の健康診断の結果を求められた際は提供にご協力ください※²

- 医療保険者に健康診断の結果を提供することで、以下のことが期待されます。
 - ①従業員は、**マイナポータルを用いて自らの健康データを把握できる**ようになり、自らの健康管理に役立てることができます。
 - ②事業者は、**医療保険者と連携することで、レセプトデータや保健事業の提供を受けることができ**、従業員の健康保持増進、ひいては労働災害の防止・企業の生産性向上等につながられます。
- なお、健康診断の実施に当たっては、医療保険者への情報提供や連携を円滑に行うため、厚生労働省HPに掲載している※³「**モデル健康診断委託契約書**」や「**一般健康診断標準問診票**」をご活用ください。



資料はこちら

※¹：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※²：法律に基づく第三者提供であるため、個人情報の保護に関する法律上、本人同意の取得が不要です。

※³：「厚生労働省 安全衛生関係主要様式」で検索して出てくる厚生労働省HPのサイトから、「定期健康診断実施関係」に入って取得して下さい。（右のQRコードで当該ページが開けます。）

＜ご参考＞

【高齢者の医療の確保に関する法律に基づく提供（40歳以上）】

特定健康診査（生活習慣病の予防のために行うメタボリックシンドロームに着目した健診）については、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断を既に実施した方については、その結果を医療保険者が受領することにより、実施を全部又は一部免除することとなっています。

【健康保険法に基づく提供（40歳未満）】

特定健康診査の実施対象ではない40歳未満の方についても、医療保険者が事業者から健康診断の結果を入手し、保健事業に活用することを可能とする改正健康保険法等が令和4年1月に施行されました。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (6) 令和2年12月23日付け基発1223第6号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の医療保険者への提供等
- (7) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (8) 平成30年3月29日付け基安発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

2 取組を実施する上での留意点

- (1) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
 - ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
 - イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。
 - ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。
- (2) 1の(4)について、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず法定の期日までに実施することが困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、当該計画に基づき実施していただきたいこと。

また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることなどについて、併せて周知を行っていただきたいこと。

また、別添1のリーフレットの活用等により、労働者に対して、労働者は健康診断の受診義務があることを周知していただきたいこと。

併せて、管内外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）（※1）の周知を行っていただきたいこと。
- (3) 1の(5)及び(6)については、事業者が高確法に基づいて安衛法に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供しなければならないことを知らないこと等により、中小企業等における取組が進んでいないといった指摘がある。医療保険者への健康診断の結果の情報提供により、コロナヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和2年12月23日付け基発1223第6号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づき、高確法に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の提供の義務について、別添2のリーフレットの活用等により、改めて周知を行っていただきたいこと。
- (4) 1の(7)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられたところであり、別添2のリーフレットを用いて、併せて周知を行っていただきたいこと。
- (5) 1の(8)については、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）において、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結果

についての医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じて、別添3のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただくこと。

- (6) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添4のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。

3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- (1) ストレスチェックの確実な実施と集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
- (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和2年3月31日最終改訂）に基づく取組の推進
 - ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会、平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
 - イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のリーフレット等（※2）を活用した「体力づくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（10月10日）及び「Sport in Lifeコンソーシアム」の周知啓発
- (3) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施
 - ア 「取組の5つのポイント」（※3）を用いた取組状況の確認
 - イ 実践例を盛り込んだリーフレット（※4）や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（※5）等を活用した取組
 - ウ 「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル」（※6）に基づく取組
- (4) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
 - ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
 - イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
 - ウ 令和4年4月20日付け基安発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (5) 職場におけるがん検診の推進
 - ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨（※7）
 - イ 特に、女性従業員に対し、子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添5のリーフレットを活用し、周知
 - ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
 - エ 別添6のリーフレットを活用し、がん対策推進企業アクションの周知
- (6) 更年期障害に関する理解の促進
 - ア 別添7のリーフレットを活用し、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の周知
 - イ e-ヘルスネットや企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の健康応援サイト」の活用
- (7) 眼科検診等の実施の推進
 - ア アイフレイルチェックリスト（※8）や5つのチェックツール（※9）を活用した目のセルフチェックの推進
 - イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するための40歳以上の従業員に対する眼科検診（※10）の実施について、別添8のリーフレットを活用し周知を依頼



通知全文

（別添1～8のリーフレット及び※1～10
もこちらからご覧いただけます。）